

# 別表 銀行等による保険販売に関する新たな弊害防止措置(2012年4月より実施)

◆ 銀行等による保険販売に関する弊害防止措置は全体として存置された上で、以下の通り、個々の規制についての一部緩和や強化がなされました。

## 【弊害防止措置の見直しの概要】

<b>融資先販売規制</b> ・一定の保険商品については、事業性資金の融資先（従業員数50人以下の小規模事業者はその従業員等を含む）に対し、手数料を得て保険募集を行ってはならない。	<b>募集制限先</b> 融資先従業員含め維持	緩和
<b>担当者分離規制</b> ・事業資金の貸付に関して顧客と応接する業務を行う者が、所定の保険商品の保険募集を行わないように措置を講じなければならない。	<b>対象商品</b> 一時払終身保険・一時払養老保険等を除外(右記※1参照)	緩和
<b>タイミング規制</b> ・顧客が当該銀行等に対し資金の貸付の申込みを行っていることを知りながら、当該顧客またはその密接関係者に対し、所定の保険契約の締結の代理または媒介を行ってはならない。	<b>維持</b>	緩和
<b>タイピング規制</b> ・顧客が当該銀行等に対し資金の貸付の申込みを行っていることを知りながら、当該顧客またはその密接関係者に対し、所定の保険契約の締結の代理または媒介を行ってはならない。	<b>非事業性資金の融資申込者を除外</b> (右記※2参照)	緩和
<b>特例地域金融機関の特例(融資先販売規制)</b> ・保険募集制限先の小規模事業者は従業員数20人以下 ・また、融資先従業員等を保険契約者とする生命保険を保険契約者1人あたり1,000万円まで、第3分野商品を所定の金額まで募集可能とされている。	<b>小口規制の適用範囲緩和(右記※3参照)</b> (保険金額の制限の対象となる保険募集を、従業員数50人以下の融資先従業員等を保険契約とするものに限定)	緩和
<b>協同組織金融機関の特例(融資先販売規制)</b> ・協同組織金融機関の会員または組合員については、保険募集制限先に該当する場合であっても、生命保険を保険契約者1人あたり1,000万円まで、第3分野商品を所定の金額まで募集可能とされている。	<b>維持</b>	強化
<b>非公開金融情報保護措置</b> ・銀行業務(保険募集以外の業務)で取り扱う「非公開金融情報」を、事前に書面その他適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく、保険募集に利用されないよう措置を講じなければならない。	<b>実効性確保のための措置</b> (同意取得の際、保険の勧誘の手段、利用する情報の範囲、同意の撤回方法等の明示)	強化
<b>保険商品と預金との誤認防止</b>	<b>実効性確保のための措置</b> (保険商品と預金との誤認防止の説明内容を理解したことの書面での確認)	強化
<b>住宅ローン関連保険の募集時説明</b>	<b>実効性確保のための措置</b> (住宅ローン関連保険への加入がローンの条件ではない旨の書面での説明)	強化
<b>その他(募集コンプライアンス責任者の配置等)</b>	<b>維持</b>	強化

(※1) 融資先販売規制対象商品の範囲(生命保険関係)

	見直し前	見直し後
規制対象(販売不可)	・一時払終身保険 ・一時払養老保険 ・定期保険 ・平準払終身保険 ・短期・長期平準払養老保険 ・医療・介護保険	・定期保険 ・平準払終身保険 ・短期・長期平準払養老保険 ・医療・介護保険
規制対象外(販売可)	・個人年金(法人契約除く) ・財形保険 ・住宅関連信用生命保険	・一時払終身保険 ・一時払養老保険 ・個人年金(法人契約除く) ・財形保険 ・住宅関連信用生命保険

(※2) タイピング規制の適用範囲

見直し前	見直し後
[全ての融資申込者] ・規制対象(販売不可)	[事業性資金の融資申込者] ・引き続き規制対象(販売不可) [非事業性資金の融資申込者] ・規制対象から除外(販売可)

(注) 非事業性資金の具体例：住宅ローン等

(※3) 小口規制の適用範囲(担当者分離の適用を受ける場合)

融資先従業員数	見直し前	見直し後	(参考) 一般銀行
20人以下	販売不可	販売不可	販売不可
20人超～50人以下	1,000万まで	1,000万まで	
50人超	1,000万まで	保険金額に制限なし	保険金額に制限なし